

公文書公開不服申立

年 月 日

様

不服申立人 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり不服申し立てをします。

1 不服申立人の住所・氏名・年齢等

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 齢 \_\_\_\_\_ 年 月 日生 ( \_\_\_\_\_ 歳)

電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) - \_\_\_\_\_

2 不服申し立てに係る処分の表示

西興部村 \_\_\_\_\_ が、 \_\_\_\_\_ 年 月 日付で行った公文書  
非公開決定処分

3 不服申し立てに係る処分のあったことを知った年月日

\_\_\_\_\_ 年 月 日

4 不服申し立ての趣旨

5 処分庁の教示

「この決定に不服ある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施時期に対して不服申し立てをすることができます。」との教示がありました。

(別紙)

不 服 申 立 て の 理 由

1 不服申立人は、\_\_\_\_年 月 日、処分庁に対し、西興部村情報公開条例に基づき、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_を請求しました。

2 処分庁は、\_\_\_\_年 月 日、上記請求に係る公文書の\_\_\_\_\_について\_\_\_\_\_とする処分(以下「本件処分」という。)を行いました。

3 本件処分の根拠は、同条例第 条 号とされ、その理由として、

---

---

---

---

---

---

---

---

との記入があります。しかし、これらは、\_\_\_\_\_の理由とはならないと考えます。

4 よって、本件処分は、次のとおり違法不当であると言わざるを得ません。

---

---

---

---

---

---

---

---

5 以上のように、本件処分は、本条例の解釈、運用を誤ったものであります。

よって、本件処分を取り消して、本件行政情報の\_\_\_\_\_を求め  
るため、この不服申し立てに及んだものです。